

# 令和4年度 塩竈市協働まちづくり提案事業 募集要項

町内会や市民活動団体等が協働し、自らの創意工夫で、コミュニティの強化や課題の解決など地域で自主的に取り組む活動に対して助成金を交付します。



## 受付期間

令和4年3月10日(木)～4月20日(水) 必着

## 申し込み・問い合わせ

市民生活部 市民課 協働推進係

☎ 361-1773

※令和4年度から名称変更。連絡先は変わりません。



## 1. 事業の概要

町内会や市民活動団体等が協働して、自らの創意工夫にあふれた企画により、まちづくりや地域課題の解決、コミュニティの強化など地域で自主的、主体的に取り組む活動に対して助成金を交付いたします。

## 2. 事業の目的

町内会や市民活動団体等が連携・協働して事業を行うことで、市民力の向上が図られ、自主的、主体的に取り組むまちづくり活動の促進と市民が地域の担い手であるという意識の醸成を図ることを目的としています。

## 3. 事業の効果

- ①各団体が協働して企画し、団体の特性を生かしたアイデアやノウハウ、創意工夫により、行政では困難な、きめ細かく効果の高い地域に根差した活動が期待されます。
- ②複数年の支援により、継続的で自立した事業への発展が期待されます。
- ③成果報告会で採択団体による実績発表や情報共有、意見交換等を行うことで、他団体の新たな活動のきっかけを作り、市民力の向上につながります。



## 4. 対象団体

- ①市内の町内会、区会等
  - ②市民活動団体やNPO ※利用登録者台帳（塩竈市協働推進室利用要綱）の登録団体
  - ③学校等
  - ④その他適当と認める団体
- ※一つの団体が複数の事業に応募することはできません。



## 5. 対象事業

- ①地域の協働やコミュニケーションが推進されるもの。
- ②塩竈市の特色を生かしその魅力を高めるもの。
- ③地域活性化が図られるもの。
- ④福祉活動や環境美化、防災力の強化等、地域の自助力向上が図られるもの。
- ⑤地域課題の解決を図るもの。
- ⑥その他、助成することが適当と認められるもの。

## 6. 具体的な事業《参考例》

- ①塩竈市の観光資源を生かして実施する観光や歴史イベント
- ②地域での見守り・安否確認活動や住民相互の支援体制づくり
- ③学校と町内会が協働で実施する通学路整備 など
- ④複数の市民活動団体が共催する市民向け学習会やイベント など



## 7. 助成金額等

① 1事業あたりの助成額については、予算の範囲以内において助成対象経費の10分の9以内とし、30万円を限度額とします。(1,000円未満切捨て)

翌年度以降に継続した事業の限度額については、二年度目は20万円、三年度目は10万円とします。ただし、年度ごとの応募と審査が必要です。

※新型コロナウイルス感染症等の影響により事業が全く実施できなかった場合は、協議のうえ、決定することとします。

②収益が生じた場合の助成金は、収益金を控除した金額が助成金となります。

## 8. 事業の期間

採択決定後(令和4年6月予定)から令和5年3月25日まで

※決定日前の発注・購入は認められません。

## 9. 助成対象経費

対象科目	摘要
報 償 費	講師・指導者、ボランティアへの謝礼金など
旅 費 交 通 費	電車賃、タクシー代、乗船料など(事業の実施に必要なものに限る。)
消 耗 品 費	事業に必要な文具、日用品や原材料費など
燃 料 費	講座やイベント時などの当日にかかるガソリン代など
印 刷 製 本 費	チラシ作成費等、広報宣伝用の印刷や報告書などの印刷製本費
食 糧 費	お茶代、茶菓子代等、事業実施における最小限の飲食費 ※通常の飲食費は参加者の自己負担が原則。事業内容との関連性を審査
通 信 運 搬 費	講座やイベント時などの通信料や郵送費用など
保 険 料	ボランティア保険・イベント保険料など ※行事ごとの加入が原則
委 託 料	外注費(団体では実施が困難な業務(設営、器材運搬等)に限る。)
使用料及び賃借料	イベント会場使用料、事業用機械器具等の賃借料、入場料等
備 品 購 入 費	事業の実施に不可欠な機器の購入費 ※事業内容との関連性を審査
雑 費	支払手数料や書類提出に必要な諸経費など
そ の 他	事業の実施に必要と市長が認める経費

※食糧費は、1名あたり1,000円×参加人数が限度額となります。アルコール類は一切対象となりません。また、食糧費の限度額は、申請書作成時点では事業毎の参加予定人数に基づいて予算を算出し、最終的に実績報告時に実際の参加人数×1,000円を上限として計算します。

※入場料・入園料、旅費・交通費等については、一つの事業(イベント)において参加者1名あたり1,000円以内とします。ただし、市営汽船乗船料は実費とします。

## 10. 対象外の主な経費

①事務所の賃料や光熱水費等の維持管理費

②団体構成員の人件費、昼食、飲食費等

③机や椅子、物置、エアコンなどの備品等



## 11. 概算払い

事業の執行上、概算払いが必要な場合は、次のとおり請求することができます。ただし、事業内容等によっては、概算払いが出来ない場合があります。

請求時期	請求上限
(1) 交付決定後	補助金交付決定金額の5割
(2) 1回目の概算払額を全額支出した後	1回目の概算払額を全額支出した後、補助金交付決定額の8割 ((1)の請求分含む)

## 12. 選定方法

「塩竈市協働まちづくり提案事業評価委員会」での意見等をもとに選定します。

※評価委員会では、学識経験者や市民活動団体、町内会連絡協議会の役員の方々等から地域のまちづくりに関する知識や経験を有する委員が委嘱されており、評価基準に基づき公平な選定を行います。

※応募団体は、評価委員会(5月開催予定)で、事業計画等の説明を行って頂く予定です。

## 13. 評価基準

- ①公益性があり、事業効果が高いもの
- ②創意工夫があり独自性が高いもの
- ③塩竈市の資源を生かすもの
- ④地域課題を独自に解決しようとするもの
- ⑤実現の可能性が高いもの
- ⑥自発的な活動と熱意が感じられるもの
- ⑦持続的な活動が期待できるもの
- ⑧団体間の役割分担や連携内容が明確かつ妥当であるもの
- ⑨互いの持つ専門性やノウハウを生かし、団体個々の取組ではなし得なかった新たな機能や価値を創出するもの
- ⑩これまでの活動実績等
- ⑪新型コロナウイルス感染症拡大防止への取組み



## 14. 提出書類

- ①事業計画書(事業の目的、効果、概要、事業のスケジュール等)
- ②収支予算書(見積書等参考資料)
- ③団体の資料(団体設立の目的、団体規約、会則、活動実績等)  
※複数団体が連名で応募する場合は、それぞれの団体の資料を提出ください。
- ④団体代表者の居住地の「市税に滞納がないことの証明書」(町内会、学校等は不要)  
※複数団体が連名で応募する場合は、それぞれの代表者の証明書を提出ください。

## 15. 事業着手時期等

- ①事業着手は採択団体の決定後、市から連絡いたします。  
※決定日前の発注・購入は認められません。
- ②事業実施の際は「塩竈市協働まちづくり提案事業」である旨を周知願います。
- ③事業完了の30日後、または3月25日のいずれか早い日までに事業実績報告書の提出が必要です。

## 16. 実績発表会

採択団体には、成果報告会で実績発表を行って頂く予定です。

